

監事監査報告書

平成28年6月6日

国立大学法人大阪教育大学

学長 栗林 澄夫 殿

監事 窪田 邦倫

監事 山西 美明

1、監査の方法の概要

監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人大阪教育大学の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第12期事業年度の業務及び会計について監査を実施した。

監査の方法は、監事が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類・契約書等を閲覧した。更に、役員等から事業運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに本部及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査し、書面・証拠書類の閲覧によりこれを確かめた。また会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた。

2、監査の結果

- (1) 業務が、法令等に従って適正に実施されているとともに、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するための体制が整備され、適切に運用されているものと認める。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する重大な事実はないと認める。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (5) 事業報告書は法令・諸規定等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (6) 財務諸表等及び決算報告書は必要な事項を正しく示しているものと認める。

以上